

情報提供資料

報道関係者各位

取材・記事掲載依頼

令和5年3月22日



那須烏山市
Nasukarasuyama

那須烏山市役所
総合政策課広報聴グループ
〒321-0692
那須烏山市中央 1-1-1
電話番号:0287-83-1112
FAX番号:0287-83-3788

※この資料は市ホームページに
掲載しています。

烏山城跡が国史跡に正式決定しました

令和5年3月20日付官報号外第54号78~79頁告示文部科学省告示第十四号により「烏山城跡」が史跡に指定されました。

栃木県では、38件目の史跡となります。

那須烏山市では、平成21年(2009)2月12日に指定された、長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡に続いて2件目の国史跡になります。

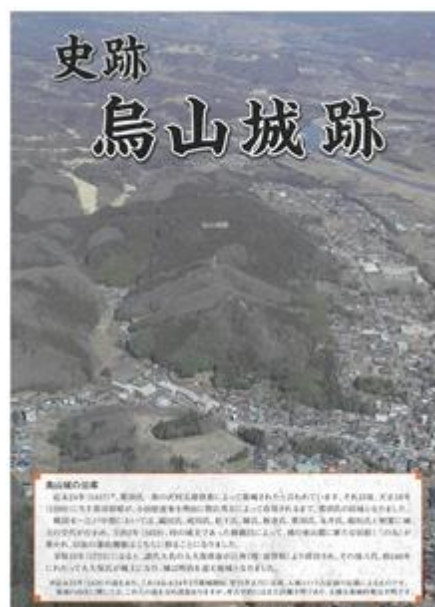
今後の展開としては、正式決定しましたので、保存や活用について、有識者などで組織する「烏山城跡調査整備指導委員会」を立ち上げ、検討を進めていきます。

なお、烏山城跡指定記念事業については、秋に開催予定のJR烏山線100年記念事業と併せて開催します。

また、烏山城跡に訪れた記念に無料の烏山城跡登城証明書を4月から配布開始。(別紙参照)
栃木県立烏山高等学校の生徒が作成を提案した御城印を、野州八咫烏会などの関係機関の協力を得て作成中です。

添付資料

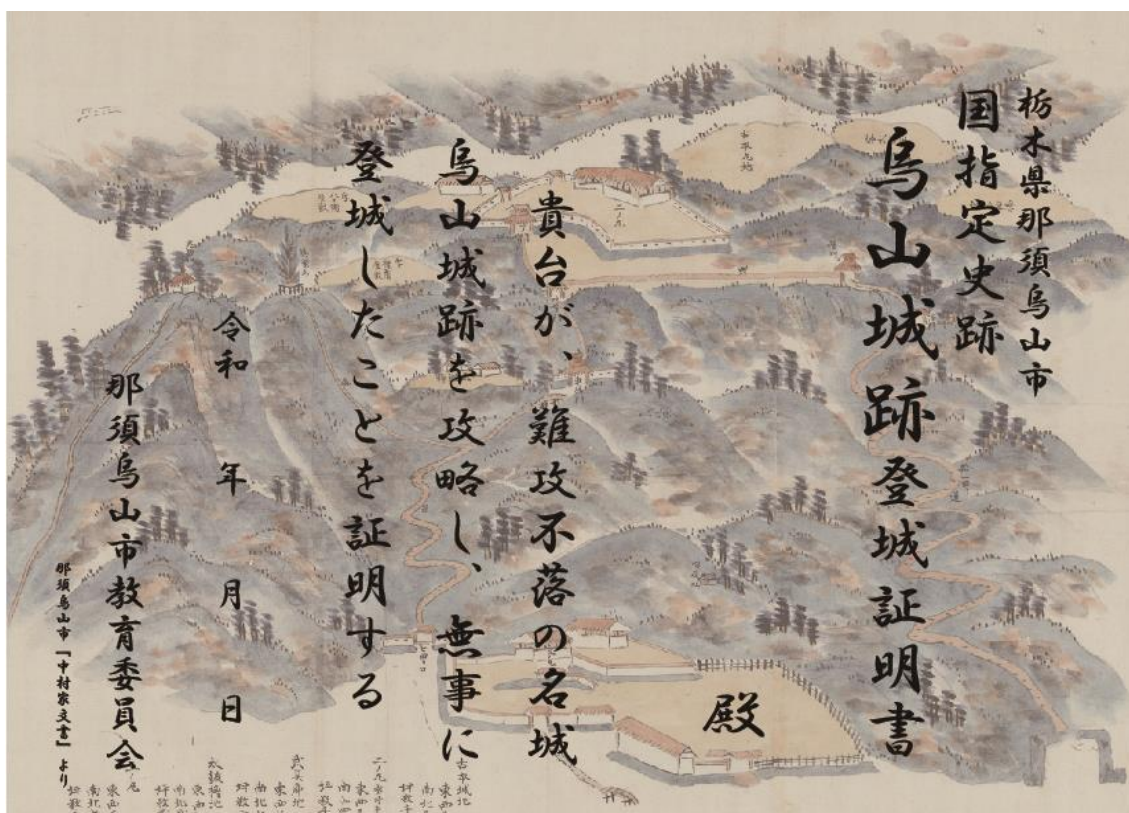
- ・国指定史跡烏山城跡登城証明書 入手方法
- ・官報(掲載部分のみ)



この件に対する問い合わせ先

生涯学習課文化財グループ 電話番号:0287-88-6223

国指定史跡烏山城跡登城証明書 入手方法



- ① 烏山城跡へ行く。
 - ② 烏山城跡に設置してある「本丸」もしくは「古本丸」の貼り紙を撮影する。
 - ③ 下記窓口に行き、スタッフに写真を見せる
- (1)山あげ会館（金井 2-5-26） 午前 9 時～午後 4 時 火曜
- (2)市商工観光課（中央 1-1-1） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 土日祝日
- (3)市生涯学習課（大金 240） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 土日祝日
- ④ スタッフにより登城の確認ができれば、登城証明書&烏山城跡クリアファイルをお渡しします。
- ※日付・氏名は空欄でのお渡しとなる。
- ※可能な限り本人もしくは本人の物が写真に写っていること。
- Tel0287-88-6223（市生涯学習課）

○農林水産省告示第八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。
令和五年三月二十日
財務大臣 鈴木 俊一
農林水産大臣 野村 哲郎

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content describes interest rate conditions for agricultural credit guarantee insurance under Article 59 of the Agricultural Credit Guarantee Insurance Act.

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省告示第九号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。
令和五年三月二十日
財務大臣 鈴木 俊一
農林水産大臣 野村 哲郎

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content describes interest rate conditions for small-scale fishing industry financing guarantee under Article 69 of the Small-Scale Fishing Industry Financing Guarantee Act.

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和五年三月二十日
文部科学大臣 永岡 桂子

Large table listing cultural heritage sites. Columns include: 名称 (Name), 所在地 (Location), and 地域 (Area). Lists sites like 鍋倉城跡, 岩手県遠野市遠野町, etc., with their respective addresses and regional codes.

Table with multiple columns and rows containing numerical data and geographical locations such as '山同', '中央三丁目字城', '平同', '中央三丁目字堂', '右市', '山一', '三二', etc.

Table with three columns: '山王塚古墳' (with sub-column '埼玉県川越市豊田町'), '南比企霊跡' (with sub-column '埼玉県比企郡鳩山町'), and a large column of numerical data/notes.